



網入板ガラス及び線入板ガラス

JIS R 3204 : 2014

(FGMAJ/JSA)

平成 26 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 窯業技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	篠崎 和夫	東京工業大学
(委員)	井上 治	一般社団法人電子情報技術産業協会
	伊吹山 正浩	一般社団法人日本ファインセラミックス協会(電気化学工業株式会社)
	鵜澤 孝夫	硝子繊維協会
	加藤 久樹	一般社団法人日本鉄鋼連盟 (JFE スチール株式会社)
	加藤 亮一	一般社団法人日本建設業連合会 (鹿島建設株式会社)
	兼松 渉	独立行政法人産業技術総合研究所
	調子 忠行	一般社団法人日本工業炉協会
	仲村 誠	耐火物技術協会 (黒崎播磨株式会社)
	久田 隆司	板硝子協会 (日本板硝子株式会社)
	町田 隆志	一般社団法人日本ファインセラミックス協会(株式会社日立製作所)
	渡辺 正志	炭素繊維協会 (東邦テナックス株式会社)

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 28.9.18 改正：平成 26.3.20

官 報 公 示：平成 26.3.20

原案作成者：板硝子協会

(〒108-0074 東京都港区高輪 1-3-13 NBF 高輪ビル TEL 03-6450-3926)

一般財團法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審議部会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 稲葉 敦）

審議専門委員会：窯業技術専門委員会（委員会長 篠崎 和夫）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類	3
5 品質	3
5.1 網入、線入磨き板ガラスの場合	3
5.2 網入、線入型板ガラスの場合	5
6 網及び線の管理項目及びその許容範囲	6
7 形状及び寸法	7
7.1 形状	7
7.2 厚さ及びその許容差	8
7.3 辺の長さ及びその許容差	8
8 防火性	8
9 試験方法	8
9.1 点状欠点、線状・帯状欠点、ひび、模様不良及び切り口欠点	8
9.2 網及び線の管理項目	9
9.3 厚さの測定	10
9.4 辺の長さの測定	10
9.5 防火性	10
10 検査	12
11 包装	13
12 表示	13
解 説	14

まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、板硝子協会(FGMAJ)及び一般財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS R 3204:1994**は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

網入板ガラス及び線入板ガラス

Wired glass

序文

この規格は、1953年に制定され、その後5回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は1994年に行われたが、その後の品質項目、製品仕様及び性能の明確化の要求に対応するために改正した。

なお、対応国際規格は現時点では制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、建築物の窓などに使用する網入板ガラス及び線入板ガラス（以下、網入、線入板ガラスという。）について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 7502 マイクロメータ

JIS B 7512 鋼製巻尺

JIS B 7516 金属製直尺

JIS C 1605 シース熱電対

JIS G 0203 鉄鋼用語（製品及び品質）

JIS Z 8401 数値の丸め方

ISO 834-1, Fire-resistance tests—Elements of building construction—Part 1: General requirements

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

網入板ガラス

線径0.4mm以上のJIS G 0203に規定される金属製の網が、ガラス内部に挿入されている板ガラス。金属製の網は品質向上のため、めっきを施す場合もある。主たる機能に防火性があり、箇条8の防火性をもつもの。

3.2

線入板ガラス

金属製の線が、製品の1辺と平行にガラス内部に挿入されている板ガラス〔図1c)参照〕。箇条8の防火性は要求されていない。